

平成 31 年 3 月定例議会 議案概要		担当課	社会教育課	種別	条例
議案番号	議案第 19 号	議案名	琴浦町公民館条例の一部改正について		
目 的	会計年度任用職員制度への移行に備えるため、公民館長任期を 3 年から 1 年に改正するもの。				
内 容	<p>1 会計年度任用職員制度創設</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部改正(平成 29 年 5 月 17 日改正)に伴い一般職の会計年度任用職員制度が創設され、平成 32 年(2020 年)4 月 1 日より導入(法施行)となる。これにより特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化、現在の臨時職員・非常勤職員の職の多くが会計年度任用職員への移行が必要とされている。</p> <p>2 公民館長職と経過措置</p> <p>移行が必要とされる職の例は総務省通知添付の事務処理マニュアルに示されており、現在特別職非常勤公務員である公民館長についても対象である。</p> <p>公民館長の現在の任期は平成 31 年 3 月 31 日までであり、現行任期 3 年で次期任用を行うと会計年度任用職員制度開始の平成 32 年 4 月 1 日を跨ぐ形となる。しかし、同事務処理マニュアルにおいて、次のように明記されており、3 年間での任用は難しくなっている。</p> <p>(1) 経過措置が置かれていない(制度改正後は 1 会計年度内が任期の任用)</p> <p>(2) 改正法施行後に会計年度任用職員として任用すべき職については、その任期が施行日を跨ぐ任用を行わないように徹底すること。</p> <p>3 対応</p> <p>上記の状況に対応するため公民館長の任期を 3 年から 1 年に条例改正、平成 31 年度において現行の制度で任用を行える様にしたい。</p> <p>なお、会計年度任用職員制度における公民館長のあり方については今後検討していく。</p>				
補足事項	施行日 平成 31 年 4 月 1 日				